

## 質問状

### 2019年度翻訳業務委託に係る調達

\_\_\_\_\_  
 公司名称

\_\_\_\_\_  
 项目负责人

\_\_\_\_\_  
 Tel

\_\_\_\_\_  
 E-mail

号码	问题对应的页码	问题对应的具体条款	質問	回答
1			この度の企画競争に参加しない場合、あるいは参加したにも関わらず契約締結に至らない場合は、JICAの個々のプロジェクトとの契約締結にどのような影響があるのでしょうか。	この競争に参加しない場合プロジェクトの契約相手方になりうるかは、個々のプロジェクトの判断によりますが、現状として個々のプロジェクトも事務所の単価契約を準用しているケースがほとんどです。
2	P.5	第2業務仕様書	業務仕様書についての質問です。仕様書では「受注者は、成果品納品前に発注者による校正を受ける。発注者の検査に合格するまで、発注者による校正を受け、修正を行う。」と規定されているのですが、これについて、納品日の何日までに校正を受けるために発注者に提出しなければならないのですか。分量の大きい翻訳だと、納品前の校正の実施が不可能ではないのでしょうか。	発注時に、発注者側で必要となる校正時間も見込んで納期を設定します。発注者側で必要となる日数は通常3日程度を見込みますが、分量や使用時期にもよるので、分量の大きい翻訳やセミナー資料など納期が限られる場合は個々に協議します。
3	P.18	別添様式1	翻訳業務の受注実績については、具体的な発注機関名、案件名(翻訳した文書名)を提出する必要があると理解しています。他社に対しても守秘義務があるので、具体的な案件名を提出し兼ねない場合もあります。どの程度まで正確に記載しなければならないのですか。	守秘義務により案件名を書けない場合は、守秘義務に抵触しない程度に、内容が推測できるような工夫をして記載してください。それもできない場合は、当該案件を記載する必要はありません。
4	P.18	別添様式1	受注実績の「1件30万円以上」について、他社との間でも年間契約の場合は、同じ案件で複数回に分けて依頼された場合も、1件として認められるのでしょうか。セミナー用資料の翻訳は、全体として1件と認められるのでしょうか。	最終的な成果品が一つとなるものを分割して受注し、受注総額が30万円を超える場合は、1件としてカウントして差し支えありません。
5				
6				